



重点施策 4

誰もが希望する質の高い教育 を受けられる環境の整備

誰一人取り残されることなく、すべての人が質の高い教育を受けるためには、子どもの学びを保障する教育環境が確保されなければなりません。重点施策4では、以下の5つの取組を進め、学びを保障する教育環境を整備します。

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 不登校対策の推進
- (3) 中高生勉強会の推進
- (4) 外国籍の子どもへの対応
- (5) 学校における働き方改革

(1) 特別支援教育の充実

板橋区では、児童・生徒の発達や障がいの程度により、「知的障がい特別支援学級」と「きこえとことばの教室」の2つの特別支援学級を設置しています。「知的障がい特別支援学級」は小学校12校、中学校8校に設置しており、毎日通学し、指導を受ける学籍のある学級です。「きこえとことばの教室」は小学校に2校、また、「ことばの教室」を小学校に1校設置しており、決められた日時に保護者が付き添いで設置校に通う通級指導学級です。特別支援学級の増設については、今後の校舎改築と併せて検討していきます。

国や東京都の調査結果³⁹によると、発達障がいの可能性のある児童・生徒は、区立小・中学校のほとんどの学級に在籍していると言われていています。板橋区では区内の全区立小・中学校に特別支援教室（STEP UP 教室）を設置・整備するとともに、発達や情緒面で特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮の推進に向けて「障がい者差別解消法ハンドブック」を作成し活用しています。

特別支援教育を充実させるためには、周囲の理解も重要な要素となることから、理解促進のための取組を行い、本人の力を発揮しやすい環境を作り出します。また、特別な支援を必要とする幼児の受入れについて、区立幼稚園と私立幼稚園の連携をより一層進めます。さらに、区立学校の特別支援学級・特別支援教室の教員が指導方法を十分に身に付けられる仕組みを構築し、指導力の向上を図り、特別支援学級・特別支援教室における指導の質を高めていきます。

³⁹ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成24（2012）年12月）によれば、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示しており、発達障がいの可能性のある、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、小・中学校の通常の学級に約6.5%の割合で在籍しているという結果が出ています。また、東京都教育委員会が平成26（2014）年・27（2015）年に実施した実態調査では、通常の学級に在籍する発達障がいと考えられる児童・生徒の割合は、小学校で6.1%、中学校で5.0%という結果となっています。

(2) 不登校対策の推進

板橋区における令和2（2020）年度の不登校出現率は、小学校では1.17%、中学校では4.64%で、小学校は全国平均や東京都平均より高く、中学校は東京都平均よりは低いですが全国平均より高い数値となっています。学校復帰率は、小学校では26.5%、中学校では32.3%で、小学校は全国平均や東京都平均より低く、中学校は全国平均や東京都平均より高い数値となっています。不登校は要因や背景が多様であり、学校のみで対応することは非常に困難な場合もあることから、関係機関との連携や家庭の協力を得ていく必要があります。

各学校の不登校対策を推進するため、不登校改善重点校を指定し、不登校の要因や背景の把握に努め、校内における居場所の設置や関係機関とのネットワークを活用した不登校改善重点校事業を実施します。

また、不登校対策を総合的に捉え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭教育支援チームの効果的な活用、在籍校への復帰だけでなく、板橋フレンドセンターやi-youth（あい・ゆうす）、中高生勉強会（学びi（あい）プレイス）などの子どもたちの居場所の一層の充実とともに、それらの参加促進を図り、今後は不登校特例校の設置についても検討し、不登校対策を推進していきます。

(3) 中高生勉強会の推進

中学生・高校生にとって、学力の定着・向上は重要な課題です。しかし、家庭に学習できる環境がない、勉強に意欲が持てない、不登校や高校中退など、何らかの理由で学習習慣が身に付かず学力が不足している、学習支援を受ける機会に接しにくいなどの課題を抱えた子どもたちもいます。中高生勉強会（学びi（あい）プレイス）は、このような子どもたちを含め、広く誰でも無料で気軽に参加できる学習支援事業として実施しています。

(4) 外国籍の子どもへの対応

板橋区在住で区立小・中学校に通う外国籍の子どもは、近年増加傾向にあり、平成28（2016）年度には512人でしたが、令和2（2020）年度は866人となっています。日本語の能力が不十分な子どもは教員や同級生たちとの意思疎通が難しく、授業内容の理解に時間がかかることはもちろん、学校生活や社会生活への適応にも支障を生じかねません。日本語学級を区内に5校設置し、日本語の習得を指導していますが、受講生が多く、週に1回2時間程度しか指導することができないため、その習得には相当の期間を要しています。今後さらに外国籍の子どもの増加が見込まれる中、日本語学級だけでは対応が困難であり、担任の教員も個別に対応することが難しいため、学級運営全体への影響も懸念されています。

日本語がほとんど話せない子どもが、学校に入学してから学校生活で困ることのないように、日本語の基礎を早期に身に付ける必要があります。そこで、短期間で学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を学ぶ講座を一層充実させていきます。

(5) 学校における働き方改革

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員の役割が拡大する中で、新学習指導要領の確実な実施やGIGAスクール構想の実現など、教育活動のより一層の充実が求められています。学校現場では教員が日々努力を重ねているところですが、長時間労働の実態が明らかになっており、これは教員の心身の健康や教育活動の質の低下に関わる重大な問題であることから、その改善が喫緊の課題となっています。

板橋区では、「教員の子どもと向き合う時間の確保」、「研究時間の確保等による質の高い授業の実現」という視点のもと、電話自動応答装置の導入や専門スタッフの配置、学校徴収金管理システムの導入などにより、教員が本来業務に注力する環境の整備を進めてきました。

今後は、新たなプランに基づき、意識改革、業務改善、人的体制整備を重点施策に位置づけ、引き続き、学校閉庁日や退勤時間の設定、学校行事や土曜授業プランの見直し、デジタル化による業務改善、専門スタッフや地域人材などの様々な人的支援策の導入といった取組を進め、新たに業務改善モデル校や部活動改革といった取組も進めていきます。

(1) 特別支援教育の充実

No.	15	事業名	特別支援学級の設置		
担当部署		指導室			
事業概要		<p>児童・生徒の発達や障がいの程度により、「知的障がい特別支援学級」と「きこえとことばの教室」の2つの特別支援学級を設置しています。「知的障がい特別支援学級」は小学校12校、中学校8校に設置しており、毎日通学し、指導を受ける学籍のある学級です。「きこえとことばの教室」は小学校に2校、また、「ことばの教室」を小学校に1校設置しており、決められた日時に保護者が付き添いで設置校に通う通級指導学級です。</p> <p>特別支援学級に在籍する児童・生徒は増加傾向にあり、新たな開設は現状では空き教室や経費・工事期間の関係で困難であり、今後の校舎改築に併せて検討していきます。</p>			
取組における視点		<p>特別な支援を必要とする児童・生徒が、それぞれの障がいや学習の状況に合わせた指導を受けられるよう環境を整備します。</p>			
目標	年度別計画				
	令和4年度	令和5年度	令和6・7年度		
特別支援学級が設置されていない学校を改築する際は、近隣の学校との関係も考慮しつつ開設を検討し、増設を図る	環境を整備しつつ、開設について検討する	改築のため「旧上板橋第二中学校」に移転する「上板橋第一中学校」の知的障がい特別支援学級を開設する	知的障がい特別支援学級の設置に関する検討を継続する		

No.	16	事業名	特別支援教育に関する理解啓発	
担当部署		学務課		
事業概要				
<p>特別な支援を必要とする子どもたちへきめ細かな支援を行うには、周囲の子どもたちや保護者、幼稚園や学校の教職員の理解を深め、本人の力を発揮しやすい環境を作ることが重要であるため、理解啓発・促進のための事業を実施します。</p> <p>また、特別な支援を必要とする幼児が増えていることから、区立幼稚園と私立幼稚園が連携し、受入れを促進するための仕組みづくりを進めていきます。</p>				
取組における視点				
<p>特別な支援を必要とする幼児に幼稚園教育を受けさせていくことは、幼児の成長に大きく寄与するとともに、インクルーシブな教育、社会の実現につながり、誰一人取り残さない教育実現につながることを意識し、区立はもとより私立幼稚園での受入れについても推進していただけるような体制づくりを行います。</p>				
目標		4年間の取組		
<p>①要支援児教育推進補助を実施し、私立幼稚園での要支援児教育を推進する</p> <p>②高島幼稚園での要支援児教育の実践を私立幼稚園と共有し、区内要支援児教育の質の向上を図る</p>		<p>①要支援児教育推進補助を実施する</p> <p>②公立・私立合同の要支援児教育研修を実施する</p> <p>③区立幼稚園と私立幼稚園の交流会を実施する</p> <p>④区立幼稚園での要支援児教育の実績を共有する</p>		

No.	17	事業名	特別支援教育に関する理解啓発	
担当部署		指導室		
事業概要				
<p>特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな支援を行うには、周囲の子どもたちや保護者、幼稚園や学校の教職員の理解を深め、本人の力を発揮しやすい環境を作ることが重要です。そのため、教員に対しては校内研修などで活用できる資料などの作成、また保護者などには入学説明会などの機会を捉えて特別支援教育に関する説明や相談を実施します。</p>				
取組における視点				
<p>特別な支援を必要とする児童・生徒が通常学級においても等しく豊かな教育を受けられるように、インクルーシブな視点に立った児童・生徒理解のために教員が活用できる資料の作成を行い、教員の指導力向上を図るとともに、保護者への理解啓発を図ります。</p>				
目標		4年間の取組		
<p>①校内研修で活用できる特別支援教育に関する資料を作成することで通常学級の教員が特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力を高める</p> <p>②教職員・保護者向けの資料を作成し特別支援教育に関する理解啓発を図る</p>		<p>①特別支援教育理解啓発に関するプロジェクトチーム（PT）を立ち上げ、関連資料の作成・改訂を実施し、4年間の効果検証を行う</p> <p>②事例紹介などを行う校内研修用資料（動画）を作成し、（令和4年度）、各校の校内研修で活用する（令和5～7年度）</p> <p>③教職員・保護者向けの意識アンケートを実施する</p> <p>④特別支援教育に関する資料（リーフレット）を作成し、理解啓発を図る（令和5～7年度）</p>		

No.	18	事業名	特別支援学級・特別支援教室等の専門性向上	
担当部署		指導室・教育支援センター		
事業概要				
<p>障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための、適切な指導及び必要な支援を実施するため、特別支援学級、特別支援教室の教員のみならず、区立小・中学校全教員の専門性の向上を図るとともに、個別指導計画を活用した個別最適な学びの実現をめざします。</p>				
取組における視点				
<p>誰一人取り残すことのない教育の実現のため、新たな特別支援教育を専門とする教科等指導専門官（以下「特別支援教育専門官」という。）を任命するなど、特別支援教育に関わる教員、特別支援教室専門員を含む区立小・中学校全教員の専門性の向上を図ります。</p>				
目標		4年間の取組		
<p>専門性向上事業を活用し特別支援学級及び特別支援教室に関わるすべての教員の専門性の向上をめざす</p>		<p>①特別支援学級専門性向上事業を活用して「東京都立高島特別支援学校」と連携し、指導方法の事例を蓄積し、区立小・中学校に還元する ②各校の特別支援学級の取組について区立小・中学校で共有する ③特別支援教育専門官を任命し、授業公開を実施する ④特別支援教育専門官をリーダーとした研究会を開催し、専門性向上及び次世代の専門官を育成する ⑤特別支援教育推進重点校を指定し、実践事例を集約し、区立小・中学校全教員に還元する ⑥特別支援教育推進重点校での実践事例を基に指導法を確立する</p>		

(2) 不登校対策の推進

	No.	19	事業名	不登校改善重点校事業の実施	
	担当部署		指導室		
事業概要					
<p>不登校改善重点校を指定し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援について、実効性のある取組を実践します。また、重点校の管理職など関係諸機関の職員で構成する不登校対策特別委員会を開催し、学識経験者からの助言を基に、不登校対策の取組を検討及び実践し、区立小・中学校に実践事例などを周知します。区立小・中学校では、不登校児童・生徒の現状について、学びのエリアなどで情報共有を図り、不登校対策特別委員会の取組などを参考に、不登校児童・生徒に対して適切に対応をしていきます。</p>					
取組における視点					
<p>一人一台端末を活用した支援など、不登校児童・生徒が適切な支援が受けられるように不登校改善重点校の取組を基に不登校対策ガイドラインを修正していきます。</p>					
目標		4年間の取組			
<p>教室以外の多様な居場所づくりを推進するとともに、すべての不登校児童・生徒が適切な支援が受けられるようにする</p>		<p>①不登校改善重点校を指定するとともに、不登校対策特別委員会を開催し、ガイドラインに掲載する実践事例を検討する ②新たな不登校支援の方針を検討し、不登校対策ガイドラインを改訂する（令和6，7年度） ③一人一台端末を活用したオンライン支援を全小・中学校で実践する ④全区立小・中学校で不登校児童・生徒の教室以外の居場所を確保するよう努める ⑤不登校児童・生徒に対してアンケート調査を実施し、実態に応じた支援を実施する</p>			

	No.	20	事業名	板橋フレンドセンターの充実	
	担当部署			教育支援センター	

事業概要
<p>不登校の背景にある様々な要因に対して、日常的な心理的ケアを実施するために、高い専門性を有した専属の心理相談員の配置をめざします。</p> <p>不登校児童・生徒が通いやすい身近な居場所として、新たな分室の設置を検討していきます。</p> <p>子どもだけでなく、保護者の悩みに寄り添う心理相談や、保護者同士の情報交換や悩みを共有できる交流会を充実させていきます。</p>

取組における視点
<p>不登校児童・生徒に対して、一人ひとりに合った働きかけを行うことで、社会的自立をめざします。</p>

目標	4年間の取組
<p>本教室を誰もが通いやすい身近な居場所とし、通級生の社会的自立をめざす</p>	<p>①専属の心理相談員を配置し、通級生やその保護者への日常的な心理支援、教員への助言のほか、初動対応として重要な通級希望者面談に対応する</p> <p>②板橋フレンドセンターと分室「成増フレンド」以外の場所に分室の設置を検討する</p>

(3) 中高生勉強会の推進

	No.	21	事業名	中高生勉強会の推進		
	担当部署			生涯学習課		

事業概要
<p>中学生・高校生（相当年齢の方を含む）を対象として、大学生のボランティアなどにより学習を支援する中高生勉強会を実施します。個々の状況に応じた寄り添い型の支援を中心として、苦手科目の克服や学習習慣の定着をめざします。また、ボランティアやスタッフへの相談や交流を通して、社会性や自己肯定感を高めるきっかけを提供するなど、居場所としての機能を高め、中高生年代の子どもたちの成長を支援していきます。</p> <p>学業成績や家庭の経済状況などを問わず、誰もがいつからでも参加できるよう通年で継続的に実施し、無料で気軽に利用できる学習機会と学びを通じた居場所を提供していきます。</p>

取組における視点
<p>誰もが参加しやすいよう配慮し、家庭や学校とは違う環境という事業の特性をいかして、既存のコミュニティに居心地のよさを感じられない子どもたちにとっても、学習をきっかけに新たな居場所を提供していきます。</p>

目標	4年間の取組
<p>気軽に参加できる学習機会を提供し、中高生年代の学びの支援と居場所づくりを推進する</p>	<p>区内5か所で中高生勉強会を通年開催し、学習支援と居場所の提供を行う</p>

(4) 外国籍の子どもへの対応

No.	22	事業名	日本語の能力が十分でない児童・生徒への対応		
担当部署		学務課・指導室			
事業概要					
<p>区では学校教育に必要な日本語の指導のため日本語学級を5校に設置していますが、来日（帰国）後間もなく、日本語を話せない子どもには、別途日本語初期指導を行い、学校生活に早期に適応できるよう支援しています。短期間で日本語の初歩を習得できるよう、原則として母語を交えた対面による指導とし、多言語対応可能で、かつ日本語教育にも習熟した専門事業者に委託しています。また、学校からの要請に応じて日本語適応指導員（中国語）やことば支援員を配置し、支援を行っています。</p> <p>今後、外国人の子どもの増加が予測される一方、35人学級の導入などで日本語学級の増設は難しく、本事業の指導の内容や手法を改善・充実することで、日本語学級の負担を軽減し、学校教育に必要な日本語の指導に集中できるようにします。また、日本語学級や在籍校において、タブレット端末などを活用して、より効果的な学習を推進していきます。</p>					
取組における視点					
言葉の壁をすばやく取り除くことで、公平で質の高い教育を提供し、人や国の不平等をなくすことにつなげます。					
目標			4年間の取組		
<p>①就学後速やかに日本語の初歩を指導し、学校生活に早く適応できるよう支援する</p> <p>②外国籍の子どもの増加に対応できるよう指導体制を改善する</p>			<p>①日本語が理解できない児童・生徒への日本語指導を実施する</p> <p>②タブレット端末などの活用検討・推進を図る</p>		

(5) 学校における働き方改革

	No.	23	事業名	学校における働き方改革の推進	
	担当部署		教育総務課		
	事業概要				
<p>「板橋区立学校における働き方改革推進プラン」（2022年4月～）では、前プランによる取組や実態調査などによる現状分析を踏まえ、課題の整理と重点施策の設定を行い、具体的な22の取組を掲げています。また、「改革に向けた教育委員会の宣言」、「労働時間の目標値と基本的な考え方」、「関係者（機関）の役割」、「学校・教員が担う業務の明確化」、「OODAループに基づく臨機応変なプランの見直し」についても記載しています。同プランに基づき実効性のある取組を果敢に推進します。</p>					
取組における視点					
働き方改革は、単に時間外在校等時間を減らすことを目的とするものではなく、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにすることで、人間性を高め、児童・生徒への質の高い教育を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目的として取組を進めます。					
目標			4年間の取組		
<p>プランでは、労働時間の目標（効果指標）として「時間外在校等時間が月45時間を超える教員ゼロ」を設定する。当面の目標として「月80時間を超える教員ゼロ」をめざして取組を推進する。</p>			<p>「板橋区立学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を進める</p>		



学校における働き方改革はなぜ必要？

これまで「子どものため」という合言葉のもと、学校では、社会の様々な要請を受けながら、熱意や使命感ある教職員が、子どもに関わる多くの業務を担ってきました。また、英語教育やプログラミング教育など、教職員に求められる知識や業務は、これまで以上に増加しています。

しかし、「子どものため」とはいっても、長時間勤務で心身ともに疲労が蓄積した状態では子どもたちにより良い指導を行うことが難しくなります。

教職員の働く環境が厳しい状態であれば、意欲や能力のある若者が教師を志さなくなり教育人材の確保が難しくなります。その結果、学校教育全体の質の低下を招くことにもつながりかねません。

そこで、「板橋区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、在校時間の規制、業務の改廃、人的体制の整備、効率的に働く時間を使うための意識改革などの取組を行います。

学校における働き方改革を進めることで、教職員の心身の健康の保持と、「誇り」と「やりがい」をもちながら教育活動に専念できる環境の実現をめざしていきます。そして、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにすることで、教職員の人間性や創造性を高め、児童・生徒への質の高い教育を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目的とします。

働き方改革の必要性の背景



働き方改革による働き方の見直し



質の高い教育活動の実現

学校における働き方改革の目的



教職員の心身の健康の保持



教職員の誇りとやりがいの向上



教職員の人間性・創造性の向上



教職員が教育に専念できる環境の創出

質の高い教育活動の実現